

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公開番号】特開2014-129251(P2014-129251A)

【公開日】平成26年7月10日(2014.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2014-037

【出願番号】特願2012-286507(P2012-286507)

【国際特許分類】

A 61 K 8/63 (2006.01)

A 61 K 8/97 (2006.01)

A 61 Q 7/00 (2006.01)

A 61 Q 5/00 (2006.01)

【F I】

A 61 K 8/63

A 61 K 8/97

A 61 Q 7/00

A 61 Q 5/00

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

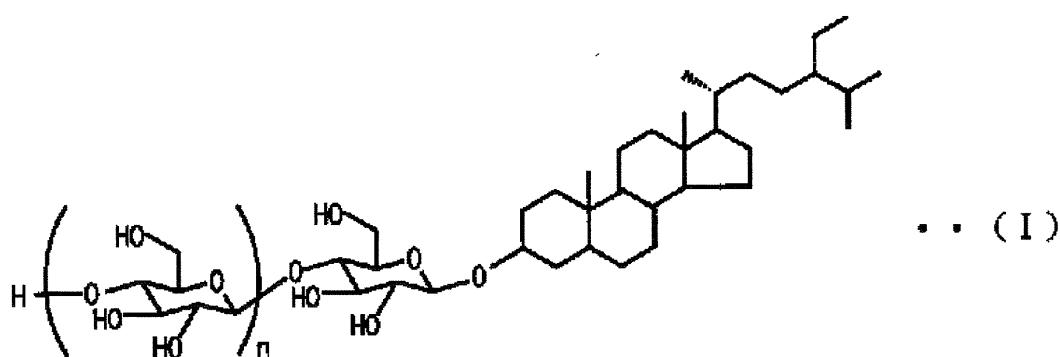
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記一般式(I)で表されるスチグマスタノール配糖体と、ノウゼンカズラ科タベブイア属タベブイアインペティギノーサ(*Tabebuia impetiginosa*)樹皮抽出物を含有することを特徴とする、毛髪用の皮膚外用剤。

【化1】



ただし、一般式(I)中nは、1～4の整数を示す。

【請求項2】

前記スチグマスタノール配糖体を、皮膚外用剤全量に対して、0.005質量%～1質量%含有することを特徴とする、請求項1に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項3】

ノウゼンカズラ科タベブイア属タベブイアインペティギノーサ(*Tabebuia impetiginosa*)樹皮抽出物を、皮膚外用剤全量に対して、固形分として、0.00001質量%～0.1質量%含有することを特徴とする、請求項1又は2に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項 4】

前記スチグマスタノール配糖体とノウゼンカズラ科タベブイア属タベブイアインペティギノーサ (Tabebuia impetiginosa) 樹皮抽出物とを、質量比 100 : 1 ~ 1 : 100 で含有することを特徴とする、請求項 1 ~ 3 の何れか1項に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項 5】

育毛用であることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 の何れか1項に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

これまでスチグマスタノール配糖体に関しては、育毛作用を有することが知られているが（例えば、特許文献1、特許文献2、特許文献3等を参照）、製剤中への溶解性が十分でなく、安定性に課題を残していた。一方、毛髪用の皮膚外用剤にノウゼンカズラ科タベブイア属タベブイアインペティギノーサ (Tabebuia impetiginosa) 樹皮抽出物と共に含有せしめることによって、いかなる放置条件においてもスチグマスタノール配糖体由來の沈殿発生を防止することは、全く知られていなかった。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明のスチグマスタノール配糖体は、毛髪用の皮膚外用剤に含有させることにより、その育毛効果を発揮し、禿・薄毛・脱毛等の予防改善に優れている。本発明の毛髪用の皮膚外用剤における、スチグマスタノール配糖体の好ましい含有量は、皮膚外用剤全量に対して、固体分として、0.005質量% ~ 1質量%であり、更に好ましくは0.01質量% ~ 0.5質量%である。これは、少なすぎると育毛効果が発揮されない場合があり、多すぎても効果が頭打ちになり他の処方成分の自由度を損なうことがあるからである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

【表 2】

	実施例1			比較例1			対照例1		
	5°C	20°C	40°C	5°C	20°C	40°C	5°C	20°C	40°C
作製直後	○			○			○		
2週間後	○	○	○	△	○	○	○	○	○
1ヶ月後	○	○	○	×	△	○	○	○	○